

令和 8 年度

太東漁港水産物供給基盤機能保全工事（浚渫）

特記仕様書

第 1 種漁港 太東漁港

いすみ市 岬町中原

千葉県南部漁港事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 2 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	3 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
その他の作業不能日	

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間
 - ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 3 条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事休止中は作業船団を安全な区域に移動するものとし、移動できないときは、事故防止の安全対策を講じるものとする。
2. 工事作業時には、安全監視船を配置すること。また本工事では4日を計上している。

第5条 工事支障物件

1. 当該工事区域においては、工事前に敷設物等調査確認を行い、細心の注意を払い工事を実施するものとする。
2. 海洋投入作業時に影響があると判断される海底敷設（設置）物が確認された場合は、監督職員に報告し、指示を受けること。

第6条 建設副産物

1. 共通事項
 - 1) 千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上

となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。また、元請業者においては、建設発生土の搬出先が確認できる受領書の写しのほか、法令等に基づき必要な書面を作成し、5年間保存すること。

1) 指定（A）の場合

航路浚渫土（2,559m³）は、長生郡一宮町一宮地先の一宮海水浴場、片道運搬距離は、6.6kmに搬出するものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

2) 指定（B）の場合

泊地浚渫土（1,411m³）は、太東漁港施設内で現場内利用するものとする。

第7条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければ

ならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
浚渫工	グラブ浚渫工	完了時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第 2 章 施 工

第 8 条 グラブ浚渫

1. 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。
2. 受注者は、既設構造物に影響が無いように十分検討して施工しなければならない。
3. 既設構造物に変状が見られた場合は、直ちに作業を中止して監督職員に報告し、指示に従うこと。

第 9 条 作業船の回航・えい航について

1. グラブ浚渫船及び土運船の回航及びえい航は、天津漁港を基地として太東漁港までの片道のえい航費を計上している。
2. グラブ浚渫船及び土運船の回航及びえい航は、当該港への入出港は書面等をもって確認し、入出港が基地港と異なる場合については、監督職員と協議しなければならない。
3. グラブ浚渫船及び土運船の回航及びえい航において、付属船の配備が必要となる場合は、回航・えい航許可書等により監督職員と別途協議しなければならない。
4. グラブ浚渫船及び土運船の回航及びえい航において、その他

の疑義が生じた場合は監督職員と別途協議しなければならない。

5. 回航及びえい航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

第 3 章 そ の 他

第 10 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF(P21Ver. 2)CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：PDF データ
- (3) 特記仕様書 (施工条件の明示含む)：Microsoft WORD データ

第 11 条 特例監理技術者の取扱い

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の (1) ～ (8) の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制である

こと。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第 12 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: ●●工、■●工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない